

第2回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年1月21日（火）9:00～11:00
2. 場所：デジタル庁中会議室
3. 出席：

阿部 淳	株式会社日立製作所代表執行役 執行役副社長
安中 良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策GL
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野 美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活 専門相談員
森田 朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事

<ゲストスピーカー>

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 佐脇 紀代志 | 個人情報保護委員会事務局長 |
| 高木 浩光 | 産業技術総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センター主任研究員 |

<事務局>

- | | |
|-------|----------------------------|
| 小川 康則 | デジタル行財政改革会議事務局長代理 |
| 村上 敬亮 | デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官 |
| 山澄 克 | デジタル行財政改革会議事務局審議官 |
| 吉田 宏平 | デジタル行財政改革会議事務局審議官 |
| 松田 洋平 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 木尾 修文 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 坪井 宏徳 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 中野 芳崇 | デジタル行財政改革会議事務局企画官 |
| 楠目 聖 | デジタル行財政改革会議事務局企画官 |

<オブザーバー>

瀬戸口 丈博	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐
吉屋 拓之	個人情報保護委員会事務局参事官
松澤 瞭	デジタル庁政策・法務ユニット法務スペシャリスト
黒簀 誠	デジタル庁統括官付参事官
八代 将成	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長
守谷 学	経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) データ利活用の現状と課題
 - (2) 討議
3. 閉会

(資料)

- 資料1 個人情報保護委員会事務局提出資料
- 資料2 高木浩光産業技術総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センター主任研究員提出資料
- 資料3 岡田構成員提出資料
- 資料4 稲谷構成員提出資料
- 資料5 参加者名簿
- 参考資料1 個人情報保護委員会事務局長提出補足説明資料

(概要)

○森田座長 それでは、ただいまから、第2回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

昨年末は非常に闊達な議論をいただきまして、ありがとうございました。

まず、それでは、事務局のほうから、本日の進行についての御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

本日は、前回に引き続きまして、まずは横断的な課題の洗い出しに向けまして、構成員、それから、ゲストスピーカーの方からお話をいただきまして、その後、討議をお願いしたいと存じます。

資料は、席上のタブレットに格納しておりますので、何か不具合がありましたらお申しつけください。

本日、阿部構成員、生貝構成員、依田構成員、落合構成員、巽構成員がオンラインで御

参加、上野山構成員、越塚構成員が御欠席ということでございます。

事務局からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが「データ利活用の現状と課題」についての議事に入りたいと思います。

まずは構成員、ゲストの方々から発表いただきます。全ての発表を伺った後で討議をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、個人情報保護委員会の佐脇事務局長から発表をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐脇事務局長 個人情報保護委員会事務局の佐脇でございます。本日は御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

お題は「個人情報保護政策に係る検討の視点」となっております。

1 ページ目をお願いいたします。

まず、個人情報保護法の沿革を御紹介したいと思っております。

それから、基本的な考え方、その上で、これらをめぐる議論、秋から年末にかけて、短期集中的なヒアリングを行いましたので、その結果も報告したいと思いますが、何分、時間に制約がございますので、1つ目、2つ目が中心になろうかと思っております。

2 ページ目、まず、沿革でございます。

ざっくり申しまして、2003年にかけてがルールの整備、その後、2015年以降は統合、一元化のプロセスとなります。

ルールの整備としては、まず、地方公共団体がそれぞれ先行的に取組を行いました。その後、国の行政庁のルールの整備がされます。その間は、民間事業者は、ある意味、自主的な取組、あるいは規格標準の世界で対応されておりますが、2003年に個人情報保護法が成立することになります。

2003年時点では、個人情報保護政策の全体像は総合的な観点から、一応、個人情報保護法に規律されておりますけれども、具体的な規律としましては、民間事業者向けの規律が主体でございます。

さらには、法の執行主体という意味では、それぞれの事業者の業所管の大臣が、それぞれの所管業種を個別に指導・監督していたといった建て付けでございましたが、2015年に法改正を行いまして、個人情報保護委員会が創設され、独立行政委員会として、民間事業者に対する監督を一元化したということでございます。

その後、2021年に官民一元化ということで、中央政府、地方公共団体をあわせて、個人情報保護委員会の監視・監督権限に一元化されて今日に至っているわけでございますが、執行という意味では、おおむね統合は完了し、あえて申しますと、公的部門と民間部門、それぞれ別立てのルールになってございまして、その調和という課題が残っているということでございます。

ページをめくっていただきますと、全体像についてざっくりチャートで示してございます。

ルールの基本は2003年以降、大きく変化はしてございません。憲法や判例の下でプライバシーの価値などを掲げながら、基本的な規律を基本法として個人情報保護法に置き、官民それぞれについての行動規範、その履行を促すために担保の規律を整備してございます。

基本法的部分につきましては、個人情報の保護に関する基本方針という閣議決定文書で補完しているという建て付けになってございます。その他のルールは、他の法令同様、法律・政令・規則、部分的には条例、さらにはガイドライン、Q&Aということで整理されてございまして、注記が細かくなってございますけれども、青字で特定分野と書いてございまして、分野によっては上乘せ規制のようなものが実態的になされていると、そんな格好になってございます。

ページをめくっていただいて、5ページ目に基本方針の構造について示してございます。

上に青囲みで書いてありますように、個人情報保護法第7条に基づく閣議決定文書ということでございまして、その基本構造につきましては、骨格だけになりますけれども、点線枠囲みの第7条第2項にありますような目次に従って、後半に個人情報保護政策のあるべき姿を書いているということになってございます。

ページをめくっていただきまして、一元化について若干補足いたしますけれども、この基底には、日・EUの個人データ越境移転という要素がございました。枠組みにありますように、日本とEUは、それぞれのルールに照らしまして、同等であると認める国や地域との間で仕組みを持ってございまして、日本とEUは、そのような相互認証を行ってございます。

次のページにありますように、EUは、他の地域や国に対してデータを移転する上で、妥当かどうかを確認する十分性認定 (adequacy decision) と呼ばれるフレームを持っております。

スライドの上の囲みにありますように、一般的には①、②、③のいずれかの方法を満たすことで越境データ移転ができるのですが、①の十分性認定が認められれば、企業などが独自に②、③の手続を踏まなくてもよくなるというメリットがございまして、機動性、柔軟性が得られる。その観点から、日本の産業界からも強い要望が上がったということもございます。

この十分性認定を得るためには2つ条件がございまして、1つは、政治や行政から独立した監督機関が法を執行するということ。

2つ目は、データの保護のための実態的規律が同等であるということでございます。

前者の条件を満たすことが必要な背景がございまして、産業界からの要請を受ける形で個人情報保護委員会が創設されたという経緯がございまして。

その後、数年にわたる交渉の結果、相互認証が実現し、今も継続しているわけですが、その際には、2つ目の条件、つまり、ルールとしての同等性を維持し続けるという観点から、常に、欧州のGDPRを基礎とするルールの実運用の状態を把握し、日本の制度

やその運用が乖離しないようにメンテナンスすることが必要になります。

現状、相互認証はなくてもいいという声はありませんので、したがって、日本は、欧州の規律の水準と同等性を損なわないように、制度の見直しやガイドライン、その他の運用の見直しを行う必要がございます、これを損なうことになると、直ちに充分性認定の取消しという事態になるということで、個人情報保護政策、これは一般法である個人情報法のみならず全ての政策に関連するわけでございますが、このフレームワークはハードに規定しているということになります。

本題に戻りますけれども、次の話題でございまして、基本的な制度の骨子について御説明したいと思います。

9 ページを御覧いただければと思います。

まず、法律の目的・基本理念でございまして、第1条では、有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護するとうたっております。

第3条では、個人情報というものが、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものということから、その適正な取扱いが必要であるということ掲げておまして、その上で、個別具体的な行為規範を定めるということになっています。この発想は、OECD 諸国を中心に世界的に基本的に定着していると思っています。

次のページで、その行為規範がどういう発想で整理されているかということについて、イメージを持っていただく観点から、幾つかの点に整理して御説明いたします。なお、説明の便宜上、ここは民間部門に関する説明と御理解いただければと思います。

1点目は、一体どういうリスクをカバーしようと思っているのかということでございます。

これは例にすぎませんが、(A)、(B)、(C)、(D)、それぞれ様々なリスクを想定してございます。

例えば、(A)は、電話での勧誘やリコメンドのメールがたくさん来るというような話でございますし、(D)で言いますと、もともと個人情報ではないデータも、どんどん蓄積してまいりますと、個人を推定できる情報となり、それが、場合によっては悪用されながら様々な被害に巻き込まれるといったリスクが想定されるわけでございます。

2点目は、その次のページでございまして、こういった諸々のリスクに対処する観点から、どういうアプローチで規律が設計されているのかということをごっそり整理したものでございます。

上のブルーの囲みにありますように、リスクを回避することに資する適正な個人データの取扱いルールというものを定めまして、それを最低限のルールとして、全ての事業者に遵守を求めます。その上で上乗せルールを措置するというところでございます。

その主たる規律の対象でございまして、(1)にありますように、個人情報のデータベースに着目してございまして、それを使う事業がもたらすであろうリスクに着目しているということでございます。

その上で、どういう基本的な規定の構造かというのは、(2)にリストがございますけれども、①にありますように、原則は本人に関与させて、当事者間で自主的に規律することを掲げております。その上で、安全管理措置を講じるなど事業者の中に入ったデータをしっかり管理する、あるいは、間違った使い方はさせないというような規律が事業者には義務づけられているという発想でございます。

その当事者間の自主的な規律、本人が関与と言いましたけれども、よりかみ砕いて申しますと、事業者はデータを取得した際に、利用目的を本人に知らしめまして、本人は、どのデータが何のためにどの事業者で使われているのかということを知ることになります。これも、本人の事業者に対する開示請求など諸々の手段によって監視するということでございます。

こういう状況の中で、本人は情報が利用されることについて納得していますので、この基本要素、どのデータが何のためにどの事業者で使われているのかということを変更する場合には、原則、本人の関与、同意というようなものが要するという建て付けになっているわけでございます。

こういう基本構造が前提なわけでございますけれども、したがって、ある意味、民間事業者によっては、よほどの悪意ある利用ではない限り、本人との関係がよければ何でも使えるというのが大原則でございます。

他方、それは、逆に、社会の目との関係で言いますと、プライバシーへの事業者の態度や、事業者のビジネスの在り方というものが広く問われる関係にあるとも言えます。それは、利用目的の妥当性、取得するデータの範囲や量、保存期間等、諸々のことについて、随時、適切に判断しながら適正な利用を進めていくということが問われるわけございまして、ある意味、これを守ればあとは自由というようなシンプルなルールというよりも、ケースごとに、シチュエーションごとに判断を要するものと御理解いただければと思います。

このことは、政府が個人データを使う政策を行う場合も同じでございまして、それにつきましても、ある意味、個別の判断が必要になるわけでございますが、といっても、個人情報保護委員会が全ての政策を隅から隅までチェックするわけにもいかないものですから、できるだけ考慮要因を可視化し、確認し、議論しようという観点から、次のページにあるような「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」というものを定めてガイドしているわけでございます。

時間の都合がありますので、詳細の説明は避けさせていただきますけれども、項目といたしましては、濃い青いタイトルに書いてありますように、必要性・相当性、適法性、次のページに行きまして、関連性・利用の適正性、扱う外延の明確性、安全性、本人関与の実効性、透明性と信頼性といったような要素が基本的に必要な要素として書かれてございまして、14ページでございますけれども、個人情報保護委員会は、政策分野で個人情報を扱う場合においては、できるだけ検討の初期の段階から御相談をいただき、その際には、これらの基本原

則に掲げている事項を念頭に置いて相談に応じるということになってございます。

こういった個人情報保護委員会の各省政策の立案における位置づけ、ミッションにつきましては、上に囲んでありますけれども、基本方針の中でも触れているところでございます。

こういった個別政策分野の実態を踏まえたデータの利活用や、また、従来では想定しなかったデータ利活用を可能とするためには特別法を制定するということもあるわけですが、その場合におきましても、今のような基本原則をベースにしながら政策の企画・立案において必要な助言、適切な連携・協力を行っていくといった対応をしているところでございます。

以上、2つ目のお話が終わりまして、あと3分半なのですけれども、残りの時間で次の3つ目、個人情報保護委員会において、基本的な制度の在り方ということにつきまして論点を公表し、それに基づくヒアリングを短期集中的にこなしまして、それで得られた視点のようなものをまとめておりますので、御紹介したいと思います。

なお、その結果につきましては、参考資料1で配付しておりますように概要を整理し、公表してございますし、ディスカッションの議事概要につきましても、全て公表してまいります。

まず、1つ目のインサイトのようなものでございますけれども、17ページを御覧いただければと思います。

保護法益は何なのかという意味においては、幾つかの類型がございました。

(A)、(B)、(C)、(D)と書いてございます。(A)は、評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク。(B)は、直接の働きかけを行うことのリスクで、勧誘のような話でございます。

(C)は、秘匿領域が他人に知られるリスクということで、自分のデータがどこにあるかということを知って、必要に応じ削除などを求めたいというようなリスク。消費者の声でございます。(D)は、自分のデータを自由意思に従って制御したいのだけれども、それができないということをリスクと捉える立場でございます。

これらについては、優先順位や取捨選択の要否があるかどうかということについて、一つの論点になりましたけれども、多くの声は、状況に応じて変化するもので、バランスよく対応を検討すべきという声でございましたが、個別の指摘としましては、下に矢羽根で書いてありますように、(D)については少し位置づけが異なるのではないかと指摘や、(A)が中心であるという指摘がございました。

多様なリスクをカバーするためには、データの取扱いに関する様々な側面を念頭に置きながら、適切に規制を手当することが必要でございまして、ここでは時間の都合上、説明を割愛いたしますけれども、下に3つの箱で示してございます。どういう局面での保護を要するのか。あるいは、保護の対象、規律対象。例えば規律対象とするデータの範囲のようなものでございます。あるいは、そのデータを処理する行為そのものの類型に着目する

かどうか。あるいは、比較的リスクが高い類型をクローズアップして規制をするという手法についてどう考えるかといったようなことが論点になるわけでございます。

先に進みますけれども、次のページ、18ページでございます。

「本人の関与」も、様々な論点があるかと思いました。

①、②とありますけれども、どういう立場から本人の関与を求めていくかということでございまして、①は、先ほどルールの基本構造について御説明しましたように、事業者が適切にデータを利用するという場合のガバナンスの手段としての本人の関与、すなわち、本人が働きかけ、監視することによって事業者が規律されるという発想でございます。②は、データの在り方に関するもので、本人の権利として捉えるという在り方でございます。

①、②につきましても、それぞれ、本人の関与を強調する立場と、あるいは、リスクや実質的な本人への影響に照らして、本人の関与の必要性を吟味すべきという立場でグラデーションがございました。

その上で、矢印の下の個人情報保護委員会事務局としての受け止めでございますけれども、本人に直接の影響のない取扱いというのもあり得るわけで、その場合には、必ずしも本人の関与を担保する必要がないのではないかという視点は、これまであまり正面から扱ってきていないわけでございますが、一つの視点として受け止めてございまして、例えば、生成AIとデータの関係などという議論は、これに関わるかと思っております。

②でございますけれども、本人に関わる情報の取扱いについて、本人の関与、決定する権利という視点から申しますと、ガバナンスの観点からの、本人の、自分のデータがどこにどのぐらいあるかという意味での開示請求ということがあるわけでございますけれども、より能動的に、自分のデータを持ち出すというポータビリティということについて、どのように政策的に位置づけて整理するかというのは、一つの論点かと思っております。

ただ、その際には、現実的には、事業者の負担を踏まえますと、本人の能動的なデータへの関わり方が必要、求められる、あるいは個人の権利利益の保護から不可欠であると思われるようなシチュエーション、業種、業態というものが、もしかしたら議論できるのかなのかというのが論点かと思っております。

3つ目はガバナンスについてでございます。

次のページでございますけれども、本人の関与について、今申しましたように、建前としましては、本人が関与することで規律するということになるわけでございますけれども、データの価値は非常に複雑になってまいりますと、本人がガバナンスを担っているといっても、現実的には難しいのではないかという指摘がございました。

また、事業者につきましても、昨今、DXが盛んになってまいりますと、裾野の広い事業者が、第三者の力を借りながらデータ処理を行っているという実態がございまして、主客逆転と申しますか、委託元が委託先を管理するのは個人情報保護法の建前でございまして、なかなか委託先が管理し切れないという実態が出てきているようでございまして、ガバナンスの在り方全体についても、再検討が必要ではないかという視点が得られた

と思っております。

最後は、官民でございますけれども、官民を通じたデータ利活用、あるいは、特定の分野について特別法の是非というのも論点になろうかと思っております。

一応、駆け足でございましたけれども、個人情報保護政策に関連する基本的なデータを御提供することで、本検討会の検討の充実に貢献できれば幸いです。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ゲストスピーカーとしてお招きしております、高木浩光産業技術総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センター主任研究員からよろしくお願ひします。

○高木主任研究員 産総研の高木浩光と申します。

本日は、このような意見表明の機会をいただきありがとうございます。

1 ページめくっていただきまして、今、佐脇事務局長からございましたように、個人情報保護委員会では、3年ごと見直しの検討の真っ最中でありまして、私も6月のヒアリングの際に意見を書きまして、URLのところに載せております。ここでは、データ利活用と生成AIに対する現行法の過剰規制を指摘したところでありまして、こうした意見がある程度、御理解いただけたのでしょうか、10月には個人情報委から「検討の充実に向けた視点」が公表されまして、「現行制度の基本的前提に係る再検討に当たっての視点の例」というのが提示されました。これで、言わば、私が問題提起したことを議論の俎上に載せていただいたのではないかと理解しています。

これに対する回答を、また、文書で11月に書きまして、こちらURLのところにございます。

この内容は、この「基本的前提」の理論的支柱を提示するものでありまして、これは私のここ3年ほどの研究成果に基づいたものです。

次のページをお願いします。

「近年の研究成果」は、情報法制研究誌の12号から16号に書いたもので、こちらのURLで御覧いただけるものですが、日本の学説が見落としてきたこの制度の真の意義を説明することができました。というのも、1960年代後半からの海外文献を網羅的に調査しまして、日本の学説でほとんど引用されてこなかったものを見つけたというところに、今回の発見の要因があります。

もう一つは、韓国でも同様の混乱が生じて、解決に向かっているということについて、こちらの論文に記載しております。これもURLから御覧いただけます。

次の4ページに行って、では、この制度の真の意義というのはどういうことなのかを端的に言いますと、まず第一に、この制度は個人情報を保護する法律ではないということです。保護するのは、あくまでも個人の権利利益。第1条のとおりです。これはEUのGDPRでも同様であります。

しかし、題名には「個人情報の保護」と書いてあるではないかという指摘があるかと思いますが、これは実は専門用語でありまして、欧州でも「data protection」という言葉で呼ばれていると。この用語が非常に誤解を招いてきたというような議論も、既に70年代、80年代に文献に上がっていると。日本ではそこを忘れていたのではないかという気がいたします。

「データ保護法とは何か」と言いますと、これは私の言い方ですが、一言で言えば「データ処理の適正化法」と言ってしまったほうが良いと思うのです。これは、プライバシー権から切り離された独自の法理を持っているものと言えます。

次の5ページ目に参りまして、なぜこのようなことが言えるのか、何を根拠にしているのかというのを、ここにざっくり述べております。

日本法は、OECDのプライバシーガイドライン（1980年）に基づいているという公式見解になっておりますが、では、OECDガイドラインは実はどういう内容なのか、というのを調べていきますと、なかなかガイドライン本体だけ見ても分かりにくい記載になっておりまして、当時の立案関係者が書いていた文献から本当の意味が分かったということで、こちらに上がっている資料などから分かります。

特に、今回、OECDの部内文書、これはオープンにはなっていないのですが、本部から御提供いただきました。内部の議事録から分かることが多々あったというのが、一つ大きいです。もう一つは、キーパーソンとなっていたノルウェーのJon Bing教授とか、欧州評議会の役人だったFrits Hondiusさんなどの文献が根拠として指摘できることでございます。

次の6ページに参りまして、端的に彼らがどのような説明をしたか、ちょっとだけ紹介しますと、イギリスでデータ保護法が1984年にできましたが、なかなか困難だったようで、この成立に向けて尽力された法廷弁護士のPaul Sieghartさんの書籍がございまして、次のページに実物の写真がございまして、戻りまして、彼が言うには「システムが『正しい』データを『正しい』目的のために使用し、『正しい』情報を『正しい』人々にのみ提供するならば、プライバシーに対するリスクはほとんどない」ということを言っていました。つまり、個人データというもの、そのものを保護するわけではなく、正しく使えば問題ないのだということは、当初から言われておりました。

ノルウェーのJon Bing教授は何と言っていたかと言いますと、「データ保護とは、自分に影響を与える可能性のある決定（decisions）において、自分の個人データが使用される際に個人が持つ様々な利益の保護である」。利益の束であるというような言い方をされており、ここで3つ挙げられておりまして、「意思決定者が適切（appropriate）な決定を下すために、自分に関する妥当（adequate）な個人データを利用できるようにすることの利益」と、そして「秘密保持（confidentiality）の利益」と「開放性（openness）の利益」、3つ挙げていたと。これは非常に的確に説明されていると思います。

その次の8ページに向かいまして、これをさらに調べますと、起源は米国にあったということも、分かりました。

1973年の保健教育福祉省長官諮問委員会の「自動化された個人データシステムに関する諮問委員会報告書」がございまして、実物は次のページに写真がございませうけれども、これが、日本ではほとんど学説的に引用されておられませんで、当時、堀部先生はこれを参照されていたのですが、中身を検討したものはないのです。これを読み込んでいきますと、ここに今日のAI規制につながるような萌芽があったということが言えます。

さらに、77年のアメリカのPrivacy Protection Study Commissionが出した報告書は、より踏み込んで明確に結論が書かれておりまして、それが大統領イニシアチブとして78年に提示されていましたが、ここでレーガン政権に変わったときにボツになったという結果になっており、それで、現在のアメリカの議論というのは、ここから一旦途切れているということが原因としてあろうと思います。

この詳細の内容につきましては、本日、時間もございませぬので資料のみとしまして、20ページまでスキップして、次に21ページですが、ここは私の分析ですけれども、先ほど「利益の束である」と言いましたように、様々な利益が、先ほどの佐脇事務局長の説明ですと（A）から（D）のようなリスクがあるというお話でしたけれども、これは横並びの関係ではなくて、核心的な保護利益と副次的な保護利益があるだろうという整理をしています。

核心的保護利益というのは、先ほどの佐脇事務局長の御提示で言うと（A）に当たりませんが、「データ処理による個人に対する評価・決定の適切性の確保」です。個人情報委のほうでは、「決定」という言葉は使われておりませんが、「本人に影響を与える」という点が同じことを指していると思います。これは、データ品質に対しての直接的な規制と、不適正なデータによる決定が行われることを予防するための様々な規制からなっていると理解できると思います。

そして、副次的保護利益というのは何かといいますと、秘密保持の利益のほか、勧誘拒否の利益や自己の情報を知る利益、私的領域保護などが挙がっていると。

これらをなぜ分けて整理する必要があるかといいますと、例えば、秘密保持の利益を掲げますと、何の情報に対象にするかが、際限なく広がってしまうところがあります。しかし、核心的保護利益の観点からすると、その対象データというのはぴったり画定できるわけでありまして、一旦、核心的保護利益によって対象データを画定した上で、結果的に保護される利益としてこれらの副次的な利益があると。そう考えないと、対象データの画定が混乱してしまうという趣旨で整理したものです。

次に参りまして、22ページ。簡単に済ませようと思いますが、この核心的保護利益というのは、「決定の適切性の確保」、どういう意味なのかということですが、決定の目的に照らして正確であり公平であるということ。それは、データ自体が適切であるということ、内容が正確で、そして、関連性のあるものということを要求しています。

次に参ります。23ページですが、この「関連性」というのが、どういうことなのかを少しだけ説明します。

例を挙げて説明しますと、悪い例ですけれども、貸金業者が顧客の与信評価のために、顧客の好む音楽ジャンルを音楽プレーヤーの再生履歴から推定して、特定の音楽ジャンルを好んでいる人というのはお金を返さない確率が高いといったような統計的知見から、利用限度額を決めるといふようなことを行うと、これは公平性の要求に反すると。そもそも、音楽ジャンルは与信評価に対して「関係ないこと」であると言えるわけですし、こういったことを問題にしたのが、当初のデータ保護制度の趣旨であったということです。

この「関連性」、英語ではrelevantという言葉が使われていますが、なかなか意味を取りにくい言葉でありまして、イギリスのICOの説明では、「has a rational link」という言い方がされていて、合理的に、あるいは論理的に関連性があるというような説明がされています。

次に参りまして、「予防的規制」とはどのようなことかといいますと、皆さんおなじみの、OECDガイドライン、もしくは日本の個人情報保護法の仕組みというのは、利用目的を制限し、提供を制限しているわけですが、それは何のためかといえば、ひとたび個人データを構成しますと、当初特定した目的以外に二次利用すると、関連性のない決定に使われやすくなるということに着目して、目的外に使わないとしたのが利用目的制限です。提供についても、提供先でどのような目的で利用されるかが定かでない場合には、利用目的制限と同様に規制し、転々流通を防止するということが、この予防的規制であったと思います。

次に参りまして、開示・訂正・利用停止の権利が日本法でも保障されていますけれども、これは手段的保護利益でありまして、決定の適切性を確保するに際しては、本人が一番身近なところにいるわけですから、自分のデータが、どのようなものが保管されていて、どのような決定に使われるかを把握することによって、不当な決定ではないか、関係のないことを用いて自分について何らかの決定が下されているという疑問を持った場合には、この開示請求によってその証拠をつかみ、関連性のないデータ項目であるとして利用停止を求めると。こういう仕組みが、当初、70年代の欧州、アメリカで確立した制度であったわけでありまして。

次に参りまして、副次的保護利益の話は、先ほど既に述べたとおりですけれども、このようなルールで運用しますと、結果としてこれらが一部保護されるということでありまして。

「自己の情報を知る」というのも、先ほどの、自分に対して不当な決定が行われているのではないかと確認するという観点のほかに、そもそも自分の情報を把握したいという要求があると。例えば、ここに挙がっている、情報公開制度のケースとか、医療分野で、自分のカルテ情報を求めるといったことも、そもそも、診療してもらおうという契約の中で、自分について調べてもらったことは自分がもらうのは当然といった観点があると思います。それは今日のデータポータビリティの議論にもつながってくるところだと思えますが、日本法は、これらを、先ほどの核心的利益保護の手段としての開示請求権によって兼ねているという状況があって、これが様々な議論を混乱させる原因になっていると思えますが、こうした複数の法目的が重なった形で制度が構成されているのだと分析しました。

次の27ページには、この観点を図にしております。右側にOECDガイドラインの第2原則から第7原則と第1原則が並んでおりまして、左側は先ほどの保護利益です。両者はこのような関係にあるという図でございます。

詳細は飛ばしまして、28ページに参りますと、今の説明のポイントは、予防的規制というのは手段であって目的ではないということ、すなわち、「目的外利用されない権利」であるとか、「同意なく提供されない権利」といったものがあるわけではなく、そうした主張をされる方もしばしば見られますが、それは手段を目的と履き違えているのだと指摘したいところです。私の意見としては、核心的保護利益が法的に保障される状況であれば、提供も目的外利用も許されると。これが、例えば統計利用でありまして、データ利活用の観点で関係してくるところです。

この点で、日本法の第三者提供が原則同意になっているというのは過剰規制であると言えます。GDPRでも、目的内の提供について必ずしも同意原則にしているわけではない。これは、日本の憲法学を中心にした「自己情報コントロール権」説に影響されている疑いがあるのではないかと思います。もう一つは、日本法の特徴として、利用目的の特定義務がとても緩やかであるために、目的に沿った提供の規律というのができていないのである。「提供時の利用目的拘束がない」という言い方をしておりますけれども、このおかげで、GDPRにあるような契約の履行に基づく処理とか正当な利益に基づく処理というのが日本法で実現できなくなっていると指摘できます。

というわけで、次のページに参りまして、ここは何の説明しているブロックかといいますと、対象データの決まり方とか差別の関係です。

データ保護法は差別の防止ということをうたっております。GDPRでもうたっており、それはどういうことなのかという説明しておりますが、時間も限られておりますので飛ばしまして、非差別原則との類似性から法の下での平等と個人データ保護の構造的な一致が言えるという表も用意しておりますが、この辺の詳細は論文を御覧いただくとしまして、36ページまで飛ばします。

個人情報保護法については古くから、なぜ全ての情報を保護するのか、私的領域だけ保護するのであればまだ理解できるけれども、公開されている情報ですら個人識別性があれば保護対象にするというのは、どういうことなのかという疑問がかねてありましたけれども、この疑問視に対する答えとしては次のような説明になります。

個人識別性のある任意の情報から、操作の体系的実施ができるデータが構成されますと、いかなる情報であっても、決定の目的に対して関連性のないデータ項目による決定は差別となるから、というわけです。これはプロファイリングの問題と言われるわけですし、今日始まったかのように言われておりますが、実は60年代から既に想定されていた問題で、プロファイリングという言葉も使われておりましたし、統計的ステレオタイプングという言葉もありました。

というわけで、次のページに参りまして、ということは、逆に言えば、個人データでは

ない個人情報には規律対象外と言うべきでありますし、「決定」利用されない法的保障があれば、一部の規律は対象外としてよいということになります。これは、先ほど佐脇事務局長がおっしゃった、本人に直接影響が及ばない場合については本人関与の規律は必要ないのではないかというのは、この部分に相当するものです。

次のページに参りまして、この検討会の第1回の議事録を拝見しましたところ、最後に平大臣が、ヨーロッパのGDPRは本当にそれが正しい解なのかという疑問を提示されておりましたが、日本の議論を見ておきますと、GDPRに対して大きな誤解が多々あるように思います。例えば、GDPRでは全ての処理が本人同意を要するのだというようなことを書かれる先生もいらっしゃいますが、これは間違いでありまして、同意は一つの選択肢でしかなく、「契約の履行」や「正当な利益」による方法があるということ。むしろ、日本法のほうが第三者提供は厳しくなっており、要配慮個人情報の取得制限も日本法のほうが厳しいと言えます。

もう一つは、対象情報がすごく広いと、「personal data」の定義が広過ぎるなどとよく言われますが、これは、GDPRでは第2条で、material scopeという規定がありまして、情報の範囲の定義だけではなくて、どういう場合に対象にするかを限定しており、自動処理またはファイルにされている場合に限定されております。この「自動処理」が何を意味するかを理解していない主張が日本の学説では多々見られると言えると思います。

次に参りまして、このような研究成果を踏まえまして、6月に意見書を出しました。自分でまとめるのも手間だったので、生成AIにまとめてもらったものをここに貼りつけておきました。私が説明するよりも生成AIのほうが分かりやすくしてくれます。これは後ほど御覧いただければと思います。

10月の「検討の充実に向けた視点」はこのように要約できます。

そして、10月に提出した回答も、こちらのようによまとめられます。

44ページに移りまして、一言でこの「検討の充実に向けた視点」についてコメントしますと、本人関与による規律の実効性が問われていることに対して、私が述べたことは、開示・訂正・利用停止請求を通じた本人関与によって規律するだけではなくて、データ品質の原則に基づく独立データ保護機関すなわち個人情報委員会による介入が必要であるということを目指しております。

具体的に何をするかと言いますと、「関連性」要件を法定した上で、関連性のないデータを用いた評価・決定に対する利用停止請求権を設ける。それを、本人が行使するとともに、個人情報委員会が、そのような不適正なデータに対して介入していくと。このことは、特に教育データで問題となります。子供の同意の有効性ということを考えますと、個人情報委員会が介入していくしかないであろうというわけです。

実は、これも1970年代に既に議論されていたところでありまして、先ほど佐脇事務局長から御説明があった「政府から独立した監督機関」、なぜそのような大がかりな機関が必要なのかは、漏えい対策に対して監督するとかそういうことではございませんで、関連性

のないデータを使わないということに対しての監督として必要とされたというのが、70年代からのもともとの経緯であります。

次のページに参りまして、ここで、有識者ヒアリングの中で他の意見が出ておりますので、比較を少ししておこうと思いました。

まず、第一に、消費者団体の意見を伺っておりますと、被害を訴えていらっしゃるけれども、何が被害かということについて、事務局の質問に対して、漏えい以外で言うと、自分が主体的に利用する、しないの選択ができないことが被害だということをおっしゃっていました。

しかし、私から申し上げたいのは、消費者が主張すべきは、関連性のないデータによる決定を差別として拒否するべきであるという意見でございます。日本では、なかなかこれが、問題が発生する機会がなかったためか、理解されていないと思います。その結果、本人の同意によって判断するという形で消費者に対してしわ寄せがきていると思うわけでございます。むしろ、同意を求めることが消費者を不安にさせているのではないか。これは何かの罠ではないのか、同意ボタンを押したら自分の責任になるのではないか、と不安にさせている状況があると思います。

次に参りまして、MyDataJapan、これはIT技術者らによる団体ですけれども、何をよし、あしとするかは本人が決めるという前提で、リスクを把握して本人の意思でコントロールできるように要求しておられますけれども、これは強者の論理ではないでしょうか。どんなに開示されても、リスクを判断できるのは専門家であって、一般の消費者には無理であろうと思います。果たしてこれは消費者が望むところか、ということ疑問に思います。

そして、3つ目は森亮二弁護士の見解です。

森亮二弁護士は、「本人関与は単なる手段ではなく、適切な取扱いの重要な要素であり、本人関与が十分に確保されない規制体系では適正な取扱いが担保されない」とおっしゃっています。

これは、まさに私の意見と真っ向から対立する関係にありまして、個人情報委の先ほどの資料でも2つの意見が対比されて提示されております。どちらにするかということが決まらなないと問題が解決しないと私は考えておりまして、本人関与による規律には限界があるという指摘は、ほかのヒアリング対象者からも多々指摘が上がりましたが、森亮二弁護士は、これに反発をされている。本人関与に限界があるからといって本人関与をしなくていいということにはならないというロジックを展開されておりますが、私の意見は、本人関与による規律に限界があるので個人情報委の直接介入が必要であるというロジックであります。

この議論がデータ利活用に関係してくるのが、この下のところ、統計量への集計のところです。

森先生の御指摘によりまして、既に保有しているデータを統計量に集計することは現行法でも認められているけれども、新たに統計量にするためにデータを取得する場合であるとか、プロファイリングで生成した情報を統計化する場合や、提供後に統計化する場合の

ように、1アクション入っている場合については、「言うまでもなく統計化そのものとは別に評価が必要」であって、いずれも本人関与が必要と主張されています。この意見に従いますと、ここで検討されているような医療データの二次利用といったことができないということになります。

私が指摘したいのは、これには理由がないということです。「言うまでもなく」という表現が使われていますように、特に理由がないわけであります。プロファイリングで生成した情報の統計化の何が問題なのか、何のリスクもないと言うべきだと思います。問題となり得るのは、プロファイリングを含む評価に基づく「決定」であって、情報の生成ではない。この点をクリアしないと先に進めないと思います。

次に参りまして、韓国法にも同様の混乱が生じております。

詳細は簡略しますが、韓国も「仮名情報」を統計作成のために同意なく利用できるとする規制緩和を2020年にしたところ、市民団体が違憲な立法だということで憲法訴訟を提起しまして、棄却決定になっておりますが、この市民団体らの主張を見ておきますと、先ほどの森亮二弁護士の主張と似ておまして、要するに、自分の情報は自分のものだから、自分に断りなく使うことは許しがたいと。自分に対して利益がない限り認められないというような主張がされていましたが、こういった主張は韓国法でも採用されませんでした。

次のページを見ていただきますと、イ・インホ教授が、私が指摘していることとほぼ同様のことを指摘しています。韓国法は日本法と類似しているところがありまして、韓国も「決定」概念をずっと欠いてきたようです。基本原則に「関連性」の要件がないのも同じでありまして、言わば、日本と同じような誤解を続けた結果、このような混乱に至ったのだらうと思います。

最後ですけれども、今日、このようなお話をここでさせていただく趣旨といいますのは、個情委の整理を拝見しますと、「様々な意見がある」という整理をされるにとどまっておりますから、ここからどう進めるのか、なかなか決めがたいであらうと思います。ここは、学界を含めた有識者の見解によって決まっていくしかないのだらうと思いますが、私からは、今、「自分の情報は自分のものである」という考え、自己情報コントロール権説といったものを、見直すときであると主張します。

日本の法学界は、ずっとOECDガイドラインの意義を読み違えてきたと思います。自己情報コントロール権説は、少なくとも、OECDガイドラインを根拠としているのであれば、失当ではないか。固有情報と外延情報という概念がありますけれども、固有情報を保護する理由があるのは理解できるにしても、すべての情報まで対象にするというのは、OECDガイドラインがそう言っているからそうしてきたにすぎず、そうであるならば、OECDガイドラインの趣旨に沿って規律をつくっていくべきでしょう。

日本の学説が50年来間違えてきたことをこの際反省して、多くの学識者の御賛同をいただきたいと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押しておりますけれども、続いて、岡田構成員から発表をお願いいたします。

○岡田構成員 岡田でございます。

私からは「テクノロジーと個人情報、プライバシーをめぐる課題」について、お話ししたいと思います。時間も押していますので、特に必要な部分だけピックアップして説明します。

私のスライドの4ページですけれども、まず「はじめに」ということで、今日の発表内容は個人情報保護法にウェイトを置いています。データ保護という観点からは、データ利活用と「二項対立」の関係ではなく、表裏一体のテーマとして、逆のベクトルではなくポジティブな両輪の関係にあるということを最初に申し上げておきたいと思います。適切なデータ保護規制によって本人からのデータ提供が促進される場所もありますし、ビジネスの予見可能性を高める側面もございます。

私はAI戦略会議のメンバーとして、AI関連のルールメイキングにも関与させていただいておりますけれども、参考として少し似ている点を挙げるとすればAIガバナンスの文脈でありまして、AIガバナンスは、よく「ガードレール」と表現されるのです。これは、アクセルに対するブレーキという側面というよりは、どちらかといえば、車が高速で安心して走っていくことを手助け、後押しするための予防策としてのガードレールという意味合いが強いのかなと思っておりまして、また、AIガバナンスの定義を見ても、正のインパクトを最大化するというところに重要な主眼が置かれています。

そして、AIガバナンスの目的というのは、あくまでリスクを受容可能な水準で管理することであって、リスクをゼロにするということとはもともとできないという前提に立っています。こういう議論も、データ保護とデータ利活用の関係を考える上ではアナロジーとして参考になるのかなと思っています。

もう一つは、テクノロジーの進展というのは、特別法だけではなくて、一般法である個人情報法の在り方を再考するための良い機会になっているのではないかなと思っています。もちろん、医療・金融をはじめとして、個別セクターでの対処は非常に重要である一方で、並行して横断的な課題に対処するというのも不可避であると考えていますし、特別法を制定するだけで、一般法の課題の本格的検討がなおざりになってしまうということは、そのようなことはないと思いつつも、問題であるということ改めて申し上げておきます。

特に、AIとかIoTのような、言わば技術的なパラダイムと位置づけられるようなイシューとの関係では、セクター、規模を問わず共通する課題も多いので、そういう意味では、一般法の課題の本格的検討というのも重要だと思っています。

特に、先ほどのお二方のご発表にも出てきたテーマと共通するところではありますが、自己決定・同意、実体的規律、プリンシプル・ベースの考え方といった課題の横断的な検討

も欠かせません。

次のページに進んで、「日本の個人情報法が抱えてきた、データ利活用への横断的な課題」ということで、日本の個人情報法は、対象情報や処理行為の形式的な区分に応じて、OK/NGな行為が線引きをされるルール・ベースの手続的規律が採用されている局面が多いという特徴があります。もともと、これは個人情報法の位置づけというか、個人情報法は、別にプライバシー全般を規律する法律ではないのでやむを得ないところもあるし、やはりどこかで一定の線引きをするということも、それはそれで重要な部分があるので、これを全面的に否定するつもりは全くないのですけれども、やはり、それが行き過ぎると過剰規制、過少規制の問題が出てくるということは注意しておく必要があります。

また、結果として、国際的に見てもガラパゴス的な行為規制というのもそれなりにあるのかなという印象は持っています。さらに、急速な技術進歩に法解釈が追いつかないという状況もございます。

そうすると、このままでは実務上ワークしないということで、これまで、例えば様々な法改正で新しいフレームワークが導入されたり、或いは解釈上の工夫で解決されようとしてきた歴史があるのですが、例えば法改正によって新しい制度を新設しても、もちろんうまくいったケースはある一方で、実務ニーズに即さずに結局期待したほど利用されないというケースも少なからずあった印象ですし、また、解釈上の工夫で解決しようとする、どうしても理論的な整合性とか、国際的なハーモナイゼーションの観点から問題が生じるケースも少なくなかったように思っております。

例えば、次のページで「生成AIの利用を例とし」た課題を挙げています。2023年6月に個人情報委から注意喚起が出されて、ある程度条文と実務のバランスを図ろうとした形跡がうかがわれるのですけれども、まだまだ少なからず解決すべき論点は残っているのかなと思っております。ここに載せているのは代表的な論点だけですが、例えばクロージングで収集する公開データに要配慮個人情報が含まれてしまう場合に、本人同意原則の関係をどう考えるかとか、委託を受けたデータを用いたAI学習の文脈で、第三者提供規制がどう関わってくるのか、また、生成AIの利用に際して個人データを入力する場合も第三者提供規制がどう関わってくるかという問題など、ある程度クリアになってきた部分もある一方で、まだまだ不明確な部分というのはあります。

これらの課題の位置付けとしては、これまでの様々な解釈上の工夫をどのように当てはめていくのかという問題もありますし、さらにそもそも現行法の規律自体が妥当だったのかを考え直す時機にきているのではないかと、という問いかけも含まれているように思います。

以上を前提に、以下、具体的な幾つかのテーマについて問題提起したいと思います。

まず、通知と同意モデルをどう考えるかというテーマについて、次の8ページの「『通知と同意』モデルの限界」で、先ほذرルール・ベースの手続的規律ということを申し上げたとおり、個人情報法は一定の類型、例えば個人データの第三者提供や要配慮個人情報の取得

などの場面で、実体的リスクの程度を問わずに原則として同意を要求する一方、その他の場面では利用目的中心主義を採っています。

結果として、本人同意を要求していることが過剰規制となる場面が生じて、それに伴う実務上の支障を回避するために、「個人データ」「第三者提供」「同意」の各概念について、国際的に見るとガラパゴス的な解釈をパッチワーク的に積み重ねてきた結果、例えば黙示の同意とか包括的同意、デフォルトオン、（見解に争いはあるものの）同意の撤回を認めない解釈、同意をサービス提供の条件とすることも厳しく禁止はされていないなど、同意概念の形骸化の問題をはじめとして、世界の潮流との整合性も取れなくなってきました。

あとは、いわゆる「クラウド例外」のような解釈上のルールの問題もあります。

そのほか、第三者提供規制の例外としての共同利用や委託については、書かれざる解釈上のルールの占める割合が大きくて混乱を生む要因にもなっているところでもあります。

次のページに進んで、本人関与による規律に依存し過ぎないアプローチの本格的検討がなされていると理解をしておりますけれども、これまで個人情報法が設定してきたルールそのものの妥当性の検証が必要になっており、本人関与による実効性が機能しがたいという指摘も少なくないというのは、先ほどのご発表にもあったとおりです。

また、IoTの進展等に伴って、様々な主体が関係してくる中で、従来、典型的に想定されていた同意取得の場面とは異なる配慮が求められるケースも増えています。

さらに、AIとの関係では、プロファイリングによる推測、隠れたバイアス、ハルシネーションなどの問題はありますが、アルゴリズムから明確に予測することが難しく、将来的な問題点の可能性について全て把握した上での、実効性ある同意がどこまで可能なのかという問題もあります。

そうすると、真に本人が関与すべき範囲というのをどのような方向で精査すべきかということが問われているわけでありまして、例えば、真に本人が関与すべき必要性の高い場面をある程度絞る一方で、そのようなケースでは、より厳格な本来の同意を求めるという方向性を志向するというのもあるかなと思っておりますし、また、真に本人が関与すべき必要性がそこまで高くない場面では、同意に代えてほかの適法化根拠であったり、実体的規律などを通じた適切な取扱いの担保を求めるという制度設計が考えられます。

次の10ページに進んで、そのような観点も含めて既に個人情報法でも検討されているところはあるかと思っておりますし、先ほどの佐脇事務局長のお話とも重複する部分はありますが、例えば、昨年6月の中間整理や10月の検討の充実に向けた視点、そして、次のページの12月のヒアリングの概要などを拝見していると、これらの論点について踏み込んで整理をされているところです。

次のテーマとして、「データ利活用の促進を目指してきた個人情報法内の仕組みの現状」について幾つかお話ししたいと思います。

まず、13ページでは、匿名加工情報・仮名加工情報の制度を通じたデータ利活用について

て説明します。個人情報法では、平成27年改正で匿名加工情報という制度が導入され、令和2年改正で仮名加工情報という制度が導入されました。匿名加工情報については、特定の個人を識別できないような加工を施したデータについて、本人同意に代わる一定の条件の下で目的外利用や第三者提供を行えるようにしました。その前提として、一定の行為規制が設けられています。

仮名加工情報というのは、匿名加工ほどのレベルでの加工はせず、当該情報単体であれば個人を識別できない程度の加工をすれば足りるので、データとしての有用性を保ちつつ、安全性も確保するという前提で、匿名加工情報よりも詳細な分析に役立つのではないかとということで、利活用のニーズが高まっていたという背景の下で設けられた制度です。仮名加工情報は、容易照合性の観点を加味すると個人情報に該当することが多いのですが、事業者内部での分析に限定することを条件に一定の義務を緩和しています。こちらも、その前提として一定の行為規制が設けられています。

これらは個人情報法に基づく一般的な仕組みなのですが、個別分野では、御案内のとおり、次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報、仮名加工医療情報のような枠組みもあります。制度の具体的な枠組みは結構違っている部分もありますが、便宜上、ここで記載しています。

次のスライドは法改正の歴史を整理したものなので割愛して、15ページに進んで、匿名加工情報、仮名加工情報の各制度が抱えている課題ですが、いずれも、私が実務で案件対応している感覚からすると、使い勝手がよい制度とは言いがたく、期待したほどには活用されていない現状があるように思っております。匿名加工情報制度について言うと、本来は、適切な匿名加工をすれば非個人情報になるはずなので、この制度がなくても個人情報への規律が適用されないはずなのですが、一定の行為規制がかかっているという意味では、規制緩和を図った制度と説明するのはミスリーディングな側面が出てきてしまっており、むしろ、加工基準も厳しく解釈されるようになった今となっては規制強化的な側面すら否定できないのではないのかなと思っております。なおグレーゾーンを解消するというような趣旨が説明されることもありますけれども、別に、国がお墨つきを与えてくれるわけではないので、加工基準はガイドラインに基づき一次的には事業者が判断をしなければならず、必ずしもグレーゾーンの解消という目的達成もできていないではないかという問題意識もあります。

また、主観要件もありまして、今の制度の枠組みを前提とすれば主観要件を導入したこと自体は理解できるのではありますが、やはり諸外国の法制度と比べると異質であることは否定できないと思っております。客観的に見れば同じデータであっても、外部から判然としたい、作成者の内心いかに義務内容が変わるといったところの分かり難さがあります。

仮名加工情報制度についても、当初想定ユースケースが本当に妥当だったかという問題もあるように思っております。例えば機械学習用データセットのような文脈で言うと、そもそもAI開発の文脈では仮名加工情報制度を活用する必要のないケースも多いですし、

逆に、仮名加工情報制度を使う場合には、当然ですけれども、本人と紐付ける利用ができないという限界もあります。実務的ニーズとの関係で使いにくい制度になっている部分があり、そのような問題意識も含めて精査して、ニーズに即した制度の改善、枠組みの変更を検討してもいいのではないかと考えております。

あとは、特に医療分野などを中心として、実務的には学術研究例外、公衆衛生例外の適用可能性を検討することがよくあるのですが、近時の法改正等でクリアになってきた部分や、ガイドライン等で柔軟な解釈が示されるようになってきた部分はあるのですが、依然として不明確な部分も残っている印象はあります。

もう一つのテーマとして、「実体的規律の課題をふまえた上での、今後の充実に向けた検討」という点ですが、18ページに進んで、先ほど言ったように、ルール・ベースの手続的規律への過度な依存には限界がある中で、プリンシプル・ベース、そして、実体的規律の持つウェイトが増していく方向性は重要であり、そのこと自体については私は肯定的に評価していますが、ただ他方で、先ほど、ルール・ベースの手続的規律の課題を指摘はしたものの、単純に全てを実体的規律に置き換えればいいのかといえば、当然そのようなことはありません。実体的規律についても特有の課題があるのであって、あくまで手続的規律と実体的規律のバランスが大事なのかなと考えています。

実体的規律が抱える大きな課題というのは、やはり適用範囲の不明確性であり、包括的で抽象的な文言になりやすく、禁止される行為か否かの線引きがどうしても不明確になりやすいというところがあります。19条の不適正利用もまさにそのような課題を抱えています。これは、一方では、事業者の活動を過度に萎縮させるということへの懸念がありますが、他方で、当局としても逆に執行しにくくなってしまい、かえって事業者への抑止力として機能しないおそれも生じかねません。双方のベクトルで難しいところがありますので、ガイドライン等を通じた予見可能性の確保がこれまで以上に求められています。

次の19ページでは、白黒がつけにくい、外部から見えにくいという実体的規律の課題として、モニタリング、トラスト、インセンティブのような要素は重要であり、国・民間の様々なレイヤーで多層的なアプローチが相互補完的に機能するということが望まれるところではあります。

このスライドに載せている取組みは、私も理事として関与させて頂いている一般社団法人ダークパターン対策協会が今年の夏から本格的に運用開始する予定の審査制度です。ある種の社会実験的な試みのところもありますが、事業者の自主的でポジティブな努力をきちんと正面からポジティブに評価するというのは、ある意味、法律の苦手な部分でもあるので、そういうところも含めて、様々なレイヤーで、多層的なアプローチが相互補完的に機能するように実験を重ねていくというのは重要なのかなと考えております。

最後に、本人起点の観点であるデータポータビリティについて、私なりの意見を述べたいと思います。

21ページではまず個人データについてのデータポータビリティについて説明しています。

個人データの文脈で、一般法である個人情報法としてデータポータビリティ権を法制化することの是非については、個人的には慎重に判断すべきなのかなと思っています。これまでも日本法で、データポータビリティとは異なるものの、開示請求権等が拡充されてきたわけですが、まだ必ずしも活発に利用されているわけではない現状があります。また、ヨーロッパのGDPRでも、データポータビリティ権は当初期待されていたほどの活用実態ではないという指摘もあります。要件面での限定も色々ありますし、運用実装面での課題もまだまだ残っているというところです。また、個人側のリテラシー、ニーズの問題もあれば、事業者側のインセンティブ欠如の問題もあります。

当面は、個別の業界、分野ごとの政策課題として、これまでも金融とか競争政策の観点から、優先順位の高い分野で実装されてきたように、引き続き個別分野での検討を継続、深化することが中心になるのかなと思っています。

最後のスライドですけれども、産業データについてのデータポータビリティとして、前回の検討会でEUデータ法の議論が大変勉強になったのですが、データの活用・アクセスに特化し、対象も広く非個人データも含むという点で、このEUの法制から学ぶべき点は非常に多いのですけれども、他方で、同法が目指す理念、今後の運用課題については議論すべき課題も少なくなく、日本でもEUデータ法と同様の方向性を志向するかという点については引き続き慎重な議論を尽くし、課題も洗い出してから判断すべきではないかと個人的には思っているところです。

IoTデータを創出する事業者側のインセンティブをどう考えるのかという話、また、営業秘密や関連法制との整合性、個人情報保護法制などとの調整、また、ブリュッセル効果がEUデータ法との関係でどの程度働くのかというところも、もう少し見極めた上での判断が必要なかなと思っていますし、また、一般論としても個別セクターにおいても、実際のニーズを具体的に検討していく必要もあるのかと思っております、個人データ・産業データ問わず、絵に描いた餅になってしまったケースからの教訓も踏まえて、きちんと課題を洗い出した上で議論し結論を出していけばよいと考えています。

私からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、稲谷構成員からお願いいたします。

○稲谷構成員 よろしくお願いたします。

京都大学の稲谷と申します。普段は、企業に対する制裁制度を中心とする刑事司法制度とデジタルガバナンスと呼ばれる、科学技術と法に関する領域を専門に研究しております。

この会議のテーマであるデータ利活用という観点からは、DFFTに関する幾つかの検討会に所属しております、その中でも、データセキュリティを取り扱うワーキンググループでは座長を務めております。したがって、本日の報告は、普段の研究とこのワーキンググループでの議論の成果を踏まえて、私なりにデータ利活用について考えていることを少しお話しさせていただければと考えております。

最初のスライドですけれども、初めに、私が考えるところのデータ利活用に関する法的基礎から御説明したいと思います。

前回の会議でも簡単にコメントさせていただきましたが、私はデータ利活用を進めていく基礎となる法規範は、憲法13条の幸福追求権だと考えております。幸福追求権の具体的な内実については、曖昧な部分もございますが、語の本来の意味からいって、個人が自身のウェルビーイングを実現する権利であるということに疑いはないと思います。

これまでデータと幸福追求権との関係は、特に、個人データの領域においては、当該データと関連づけられる主体、いわゆるデータ主体に不利益を及ぼすような、データ利用者等によるデータの不適切な管理・利用や、濫用・悪用等のモラル・ハザードを抑止するという観点から主に語られてきました。

もちろん、データ連携によるデータ利活用の促進においても、これらの視点は依然として重要であると思います。しかし、同時に、適切なデータ利活用をデジタル社会における個人の幸福追求権保障の実質化という観点から捉えることも重要であると思います。

前回の会議でも指摘されていた点でございますが、社会内に分散するデータを統合して解析することで、初めて個人に最適化した形で可能になる医療・金融・教育のような公的・私的サービスが存在するからです。データを利活用することで、個人最適化されたサービスを、一部の人だけではなく広く一般に利用できるようにするということは、全ての人に公平に幸福追求権の保障を実質化するということになるのだと考えます。

また、データを利活用することで、EBPMが推進されるようになりますと、AIによる自動化の安全性や防災分野などの、人の生命・身体・財産というウェルビーイングの基盤となる法益に関わる分野において、人々の自由に対する制約をより少なくしながら、より高い法益保護効果を得るといえることができるという意味での、より効率的、実効的な法政策を実現することで、幸福追求権の保障を実質化できると考えます。

このように考えて参りますと、一人一人のウェルビーイングを実現するために、データ流通に関するモラル・ハザードの費用を合理的に低減しつつ、便益をもたらすデータ利活用を促進するということが、デジタル社会における幸福追求権の実質化という法規範的な観点からの要請を満たす上で必要なのだろうと思います。

もっともその際、データがコンピューターによって構成されるサイバー空間を通じて蓄積・利用・連携されることには留意が必要だと思います。法規範的な要請を満たすといたしますと、どうしても法制度にのみ目が行きがちなのですが、データに関わる問題がすぐれて技術的なものでもあることに目を向けますと、ここで申し上げている幸福追求権の実質化は、法と技術的措置とが統合された一つのシステムの機能として実現する必要があることに気づかされます。つまり、人々のウェルビーイングの実現は、法制度と技術とが統合されたシステムの構築・運用を通じてなされなければなりません。

そして、このような統合的なシステムを実現することこそが、前回示された個人起点でのデータ連携と社会起点でのデータ連携とを結ぶトラストの基盤になると考えます。人々

が安心して自身のデータを、いわば託すことで、社会全体としてより便益の大きな利用法が開発され、それが人々に還元されることで、さらに多くのデータが託されていく。そういった好循環を生むためのトラストは、法制度と技術の統合的システムによって初めて可能となると考えます。

次のスライドですが、ただ、もちろん、このように申し上げても、より実践的な問題は、法制度と技術の統合的なシステムをどのようにして得ることができるのかという点にあります。このシステムが、モラル・ハザードによる費用とデータ利活用による便益との一種の費用便益計算の上に成立することは、これまでの御説明から明らかであると思われませんが、このような費用便益計算を実施する上で重要となる視点を2つほどお示ししたいと思います。

1つ目は、リスクベースアプローチです。

これは、要するに、先ほどの法規範的な要請であるウェルビーイングの実現という目標に関して、その目標達成の観点から問題となる事象をユースケースに応じて具体的に特定し、その事象のウェルビーイングに対する影響度と発生蓋然性とを評価することによって、どのようなリスクが存在するかを客観的、具体的に把握した上で、それを除去・低減する手法の有無やその費用も同時に具体的に把握することで、ウェルビーイングの実現にとって最も望ましい筋道を具体的に、客観的に把握する、こういった方法論でございます。

この方法論が重要だと考える理由は、ユースケースごとに具体的・客観的に費用と便益と把握することで、議論を実践的に進めることができるからだと考えます。

2つ目はシステム思考です。

すなわち、ウェルビーイングの実現に対するリスクの発生・低減に関して、関連する個別の法規や技術的措置をばらばらに把握するのではなく、それらが全体としてどのような構造によってリスクを発生・低減させているのかを理解し、制度・技術を統合的に構築・運用するという方法論です。

これが重要なのは、データの利活用は、従来区分けされていた領域や分野を横断する形で行われますので、個別の規程や個別の技術的措置に拘泥して全体像を見誤りますと、問題の重複や抜け漏れが生じるからです。つまり、個々の法制や技術的措置をばらばらに考えるのではなく、それらを統合したシステム全体としてリスクの低減・発生について考えること、言わば、制度・技術・運用を三位一体として考えることが重要なのだと思います。

次のスライドですが、この2つの視点を取り入れると、データのリスクプロファイルについては、次のようなことが言えると思います。

まず、データの種類に着目することが重要です。モラル・ハザードが生じた場合に、データ主体に実害が及びやすいと考えられるデータか否かは、リスクの除去措置や低減措置をどの程度求めるかに影響する要素だからです。

次に、データを取得・連携・利用しようとするデータ利用者等が、どの程度モラル・ハザードを起こしやすいかという問題も、リスクの除去措置や低減措置の必要性に関わる重

要な問題だと思えます。

また、データに関するガバナンスの問題も重要です。データ利活用の促進に伴って生じるモラル・ハザードのリスクを低減する上で、データ利用者等が適切なリスクプロファイルを行い、合理的なリスク除去・低減措置を組織的に責任を持って実施すること、ここではこれをデータガバナンスと呼ぶことにしますが、これが適切か否かは、データ利用者等に関わるリスクを評価する上で決定的に重要になると思えます。

さらにデータがすぐれた技術的な問題であることから、どのような技術的措置、アーキテクチャでデータが利活用され、それがどの程度リスクを低減・除去できるのかといったことも重要な意味を持つこととなります。

そして、これらの視点を取り入れた上で、ユースケースごとにデータのライフサイクルに即して、言わばデータを起点としてリスクプロファイリングすることが重要であると思えます。ここが先ほど申し上げたシステム思考とも関わる点ですが、データが様々な法領域を横断して技術的な措置とともに問題が生じることからすると、データを起点としてデータのライフサイクルに即して考えて初めて法制度と技術を統合したシステム全体の機能として、リスクの発生・低減を考えることができるからです。

次のスライドですが、このデータ起点によるリスクプロファイルという方法論、私が現在座長を務めておりますワーキンググループでは、データオリエンテッドアプローチと、このように呼んでおりますが、この方法論に基づいて、データのライフサイクルに即してリスクプロファイリングを行うために用いているのが、このスライドの図ということになります。

ユースケースに即して、この図の上に、問題となる事象とそのインパクト、それを除去・低減しうる法的・技術的な措置等をマッピングしていくことによりまして、法と技術とを統合的に理解し、制度・技術・運用、三位一体として見た場合に、どのようにリスクが発生し、また、除去・低減されているのかということ、この図を使うことによって、より客観的、具体的に把握することができる、そのように考えております。

次のスライドですが、ここまで御説明させていただいたフレームワークの概要を、より個別具体的な論点に即して試論すると、次のようなことが言えるかと思えます。

例えば、同意等の個人情報保護法上のモラル・ハザードの抑止措置については、データ主体に実害が生じる蓋然性を低減する上で、それらがどのような場合にどのように機能するのかを明確化して論じる必要があると考えます。例えばデータ利用者等の属性やガバナンスのレベル、技術的措置の整備状況等によって、それらの同意等の措置が、実質的に実害を生じる蓋然性という観点から差分を生じない。あるいは、差分によって得られる便益に比して、そのために必要とされる同意等の措置の費用が均衡を失うのであれば、データ連携の場面において、あえてこういったものを要件としないということも選択肢になると考えます。

また、データガバナンスにつきましては、法的に実施を義務づけるなどした上で、その

具体的内容については、組織のガバナンス自体を対象とする規格・標準などに従って、定期的に第三者機関の認証を受けるよう、制度を構築することも選択肢になるかと思います。

さらに、現状、GDPR等のコンプライアンス費用が高過ぎるということが、結局、小さな企業がこれに従うことができない。したがって、事業がなかなかできないという意味で、反競争的な効果を持っているのではないかという議論が各国でなされ始めていますので、特に法制度のみで、あるいは法に従う人間の力のみで目的を達成しようとするのではなく、PETsなどの技術的措置も活用し、制度・技術・運用の三位一体で目的を達成するように働きかけていくことも重要です。

繰り返しになりますが、データがサイバースペースを通じて分野・領域を超えて連携されるという特性を持つ以上、個々の法制度や技術的措置だけに拘泥することは不適切であろうと思います。

次のスライドですが、ここまでは、人々のウェルビーイングを実現する上での費用の合理的軽減という側面に着目してきましたが、初めに述べましたように、こうした措置を講じた上で、連携を促進するための各種の措置も重要であると考えます。

とりわけ、データ連携を進めることで、一人一人のウェルビーイングの向上が強く見込まれる公益性の高い領域においては、産官学のステークホルダー間でデータの相互アクセスを可能とするべく、データの提供を義務づける形でデータスペースを構築することも、幸福追求権保障の実質化という法規範的要請にかなうと思われれます。

ただし、有用なデータの生成には先行投資が必要ですから、特に、これも前回申し上げましたけれども、データの「一坪地主」のような状態になっている場合には、公益性の高さを理由としてデータの提供を義務づけるといたしましても、その投資に報いる方法も考えていくことが必要になると思います。

というのも、データの「一坪地主」のような形になっている場合には、ほかの人が着目していなかったような点に着目して、製品にセンサーをつけてデータを生成・収集するなど、リスクを取った投資をしている可能性も否定できないわけでございまして、そのデータが簡単に共有されてしまうということになりますと、その成果にビジネス上の競合主体にフリーライドされてしまうことになりますので、こうした投資のインセンティブがそがれる可能性があるからです。

ただ、もちろん、データ連携の多くの場合には、いわば「お互い様」のような状態になっていると思いますので、この問題は頻繁に生じるわけではないとも思います。ただ、ひとたびこういった状況が起きた場合に、いわばデータ「収用」のような問題をどのように解決すべきかというのは、かなり難しい問題になる可能性があるのかなと思います。

なお、この点については、本日は時間の関係で詳細に紹介できませんが、例えば、法と経済学の領域で主張されている、COSTと言われるような方法論も参考になるかもしれません。

また、データの提供の義務づけにつきましては、データを提供しないものに対して制裁

等を実効的に運用できるかも重要な意味を持ち得る可能性があると思います。こちらも詳細は割愛しますが、例えば、近時の自動運転領域での英国における情報提供義務に関する取組とか、訴追延期合意制度のような企業自身の手で情報提供を行うインセンティブを与えることによって、企業制裁制度を効率化しようとする米国・英国をはじめとする各国の取組などは、データ提供の実効的な義務づけという観点から参考になるかもしれません。

最後のスライドに全体の私の主張の要点をまとめましたので、こちらのほうも御覧いただければと思います。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございます。

少し時間が押しておりますけれども、これから討議に入りたいと思います。議論を活発にするために、一回の発言は、できるだけ一、二分で抑えていただきたいと思います。また、複数回発言されるのも差し支えございません。御発言がある方は、適宜、ネームプレートを立てるか、あるいは、また、オンラインの方は挙手ボタンを押していただきたいと思います。それでは、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

それでは、宍戸構成員、手が挙がりましたので、どうぞ。

○宍戸構成員 東京大学の宍戸でございます。4人の方から非常に貴重な御指摘、御意見をいただいたと思います。

いろいろあるのですが、まずは、高木先生にお伺いすること、岡田先生にお伺いすること、それから、稲谷先生にお伺いすることが1つずつございます。

高木先生にお伺いしたいのは、現行法制の延長線上で言えば、利用目的の特定をしっかりと、そして、その具体的に特定されている利用目的との関係で、関連性のあるデータ処理であるかどうかをきっちり押さえることが大事だということで、非常に共感するのですが、それを具体的に実践する方法として、専門家、委員会による監督というお話がありました。その関係で、先ほど稲谷先生から、組織の中でのデータガバナンスをきっちり確立させることが大事だというお話がありまして、稲谷先生のような考え方が、高木先生の考えを現に具体化して、企業ないし組織内部に落としていく際に整合的なものか、あるいは、それを実現しようと思ったときに、どのような点がポイントになるかを教えていただきたいというのが1点です。

岡田先生にお伺いをしたいのは、これも大変貴重な御指摘をいただいたと思うのですが、特に産業データに関連するデータ法的なアプローチは、まだ時期尚早ではないかという話だったのですが、今日、個人情報に話が寄っていた部分がありますので、このあたりをもう少し補足していただければ助かります。多分、次回以降の議論などにもつながってくるだろうと思います。

3点目、最後に稲谷先生への御質問です。

これも非常に共感するところが多く、とりわけ憲法の幸福追求権について一生懸命言っていたのはとてもありがたいですが、これは医療あるいは公的なサービスとの

関係だと非常に腑に落ちる部分があるわけですが、企業さんが提供される様々なサービスにはいわゆる公共・準公共以外の様々なサービス、娯楽なども含めていろいろあるわけですね。それら全部、企業の提供するサービスを個人が消費者として利用することを、広く幸福追求権だと説明すると、逆に言うと、幸福追求権は非常にぼんやり広がって、私的な自由全般のことに結局なってしまって、この議論のパンチが落ちるような気もするのです。

そういうことで、公共分野・準公共分野データ利活用の局面以外の局面においても、この稲谷理論が妥当すると考えられているのか、あるいはどういう通用力を持つと考えられているのかを教えていただければと思います。

私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

これは、1つずつお答えいただくとまた時間がかかりそうですので、関連して何か御質問とか御意見がございましたら承って、まとめて回答いただいたほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、高木さんのほうからお答えを簡潔にお願いいたします。

○高木主任研究員 承知しました。

今、宍戸先生からいただきましたお尋ねは、利用目的の特定は現行法の延長線上でいいのかということでした。私の問題意識としましては、これは2ページ目の意見書の中に書き込んでいますが、現行法の民間部門では、利用目的の特定が、「個人情報データベース等」という、事業者の一つの単位で、どんぶり勘定でいいとされており、それゆえに、「当社ではこれらの情報を保有し、これらの利用をします」と羅列しておけばそれで済んでしまうところに問題がある。

一方、公的部門のルールは違いまして、昭和63年法から「個人情報ファイル」という概念が使われています。こちらでは、「一定の事務の目的を達成するために」構成したものとなっているので、一つ一つの事務ごとに個別にファイルを特定しないといけないわけです。私の提案としては、民間部門もそのルールにしていったらいいのではないかと、公的部門の「個人情報ファイル」概念を民間部門にも追加してはどうかという意見を書きました。これは、平成15年の立法時に、最初から民間に全部それを強制するのは、なかなか酷なものですから、「個人情報データベース等」のどんぶり勘定でよいとされたわけですが、今となっては、選択制にすればいいのではないかと。経済界から要望の出ている第三者提供ルールが厳し過ぎるとの指摘については、「個人情報ファイル」を選択すれば提供できる場合があるとなることができないのではないかと。一方、「うちはそういうことは関係ないです」という事業者は今までどおりにやっていただければいいのではないかと。その代わり第三者提供は厳しく制限されますよと。そういうやり方があるのではないかと。思います。

○森田座長 では。岡田構成員。

○岡田構成員 ありがとうございます。

EUデータ法の産業データのところは、本当は私ももっとたくさんお話ししたかったのですが、今日はプライバシーとテクノロジーにフォーカスするというご依頼だったので、深掘りして説明できていませんでした。私のスライド22ページなのですが、EUデータ法はまだ運用が開始していないので、これからまだ本格的にいろいろな課題も出てくるとは思いますけれども、従来から指摘されてきた課題としては、データにアクセスする側にとってはいいのだけれども、もともとのデータを生み出していく側にとってのインセンティブというのをもう少し考慮する必要があるのではないかという問題意識があります。

あとは、データを出すにしても、営業秘密的な要素が仮に含まれる場合をどう考えるのかというのがあって、何をどこまで出せばいいのかという点が営業秘密法制との関係では問題になるわけです。この点については、本当にコアな営業秘密の開示を求められる場面は非常に限られていると思うし、また、営業秘密を出さないといけない場面であっても、一定の調整弁というのは設けられていて、利用者や受領者にも一定の制約はありますし、経済的にも合理的な補償を求めることができ、所定の紛争解決手続も用意されているのですけれども、実際に、対価のFRAND条件をどう考えればいいのかや、個別の紛争解決手続が本当にプラクティカルにワークするのかなど、本格的に運用していく段階ではさらに多くの課題というのがあぶり出されていくのかなと思うので、そのあたりの議論というのも、きちんと注視をする必要があるのかなと思っています。

あとは、産業データ、個人データと分けて議論しましたがけれども、実際には、個人データとそれ以外のデータは、ごちゃごちゃ入っていることが多くて、特に、GDPRにおける個人データ概念も広いので、個人データとそれ以外のデータの峻別が難しいところがあって、その中で、GDPRのデータポータビリティ権をはじめとするGDPRの規律はそのまま適用されます。EUデータ法は、GDPRのデータポータビリティ権を強化・拡張し、これまで必ずしも十分活用し切れていなかった部分を産業データにも広げるという側面がある一方で、個人データについてはGDPRの規律が優先する部分もあるので、GDPRのデータポータビリティで出さないといけなくなると、そちらを優先することになるし、逆に、GDPRの関係で出してはいけないということになると、その障害というのも出てくるので、個人情報保護法制との調整が実際にどうワークしていくのかという点もまだ少なからず課題が残っている印象です。そのあたりも含めて、多分、もう少し判断材料をきちんと精査をして、日本でどうすべきかというのをもう少し深く考えていくべきなのかなと思っています。

○森田座長 では、どうぞ。

○稲谷構成員 ありがとうございます。

御質問の御趣旨といたしましては、幸福追求権というものをざっくりとアバウトに考えてしまうと、結局、外延がどんどん広がってしまって、ある意味、議論としてまとまりがないものになってしまうのではないかという点についてのご指摘なのかなと思います。

私も、その点は懸念をしております。ご指摘のように、ウェルビーイングというのを考

えたときに、多くの人が合意する中心的なものから、個々の価値観による周延的なもので広がりがあると思います。そこで、議論を進めていく際には、多くの人がここは譲れない中心的な法益であると考え、その結果として様々な法規によって具体的に規定されているもの、そういった、今日、システム思考と申し上げましたけれども、法体系全体の構造から明らかになるものなどを参照しながら、ここはきちんと実現していくということになっているよねというところから手をつけていくのが大事だと思います。

あるいは、今日も申し上げましたように、身体とか生命とか財産とかの安全性に関わる領域については、これは基盤的なものであると考えやすいものだと思いますので、これらの領域からまずは具体的に話を進めていくということが望ましいということになるのかなと、このように考えているところです。

以上です。

○森田座長 宍戸構成員、よろしいですか。

では、依田構成員、オンラインで手を挙げていらっしゃると思いますので、どうぞ。

○依田構成員 京都大学の依田でございます。

まず、佐脇様、高木様、岡田様に対し、一般論的なコメントをさせていただき、その後、稲谷先生に対する質問をさせていただきたいと思います。まず、一般論的なコメントから述べ、時間が許せば、2点目についてお話しさせていただきます。

お三方のご意見には、全て強く賛同いたします。佐脇様の資料10ページにある「個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク」、岡田様のスライド9ページ目の「本人関与による規律に依存し過ぎないアプローチの本格的検討」に関して、私は行動経済学を専門としておりますが、限定合理性や認知限界に関する問題点が正しく指摘されていると考えております。

また、高木様の自己情報コントロール権に関するご意見は、批判的な視点を提供されており、私も同感するところがございます。時間の都合上、事前に用意したメモを読み上げる形で、お三方のご意見に賛同の意を表したいと思います。

一点目として、個人情報保護法のバックボーンとして、佐藤幸治氏の「自己情報コントロール権」に関する言説があるとの意見を目にするがありますが、実際の立法や運用において、これがどの程度事実在即しているのかについて伺いたいです。

二点目として、同学説に対する批判として、本当に市民が自己情報を合理的にコントロールできるのかという疑問があります。近年、法学者や法曹界では、個人情報保護法の運用において、個人の限定合理性や認知限界に注目する言説が増えていると認識しております。

三点目として、これに呼応して、自己情報コントロール権についても、基本権としての自己情報コントロール権（曾我部真裕氏）や、適切な自己情報の取扱いを受ける権利（音無知展氏）といった有望な学説が登場し、批判的な発展が見られるところです。

四点目として、こうした学説的な発展を、個人情報保護政策の見直しの中でどのように

取り入れるべきか、あるいは取り入れるべきではないのかを検討することには、大きな意義があると考えます。

最後に、要約すると、キーワードは「限定合理性を考慮した個人情報保護政策」です。個人同意の必要性やその取得方法についても、これらの新たな学說的観点を踏まえ、再考が求められているのではないのでしょうか。例えば、ハーバード大学のサンスティーン教授が提唱するリバタリアン・パターンリズムの観点から、個人情報保護法の再検討が有効となる可能性もあると考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございます。

御質問が稲谷先生にあるというのは、よろしいですか。

○依田構成員 もしお時間がありましたら、手短に後ほどでとっておりますが。

○森田座長 まだ、特に御発言の御希望は上がっていないようですので、簡潔にお願いいたします。

○依田構成員 稲谷先生にお伺いしたいのですが、「ウェルビーイング」という非常に重要な概念が取り上げられました。経済学者の視点から見ると、ウェルフェアとウェルビーイングの違いについて気になる点があります。ウェルフェアは、どちらかというとも金銭的に評価可能な概念であり、例えば法的救済において人間の効用や社会的公正を測る際に用いられます。一方、ウェルビーイングは、まだ心理学的な試論にとどまっている概念であり、その測定方法も、人に対する10段階評価のアンケートにとどまるのが現状です。

仮に、リスクアプローチやリスク・ベネフィットの観点を採用する場合、ウェルビーイングを出発点とすることが適切かどうかについて、疑問を感じています。特に、何らかの瑕疵や損害が発生した際に、救済的な措置の基本概念としてウェルビーイングを活用できるのか、慎重な検討が必要ではないかと思えます。ただ、稲谷先生がウェルフェアではなく、あえてウェルビーイングを用いられているのは、何か強いお考えがあつてのことだと思えますので、その点についてお伺いできればと思えます。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

では、質問ですので。

○稲谷構成員 大変重要な御指摘をありがとうございます。非常に核心をつかれた御質問かと存じます。

今回、おっしゃられるように、あえてウェルビーイングとウェルフェアを分けて考えたところの一つのポイントは、ご指摘のようにウェルビーイングが主観的な評価と関係しており、幸福追求権の保障という観点からは、その点に重要な意味があるからです。もっとも、暫定的にでも費用便益計算を行う必要があるという書き方にもなっているのですけれども、何らかの形でウェルビーイングをウェルフェアに変換しなければなりません。この主観的な価値を、どのように金銭価値に換算するかという方法論につきましては、法

学では、例えば、Value of a Statistical Lifeと言われるような、ある種の顕示選好を利用して、一度、内心的・主観的な価値として捉えたものであっても、取りあえずは、一旦、金銭的な価値に換算するといった方法論も取られるようになり始めています。

ただ、この方法論を適切に利用するためには、例えば、顕示選好を表している主体とかサンプルというものが、適切にその問題を解くときに、関連するものとして適切に選択されているのか、あるいは、その測り方が適切でないと大きなばらつきが出てしまうことなどが指摘されていますので、どのようにして、主観的な価値を客観的な価値に置き換えていくのか、計算可能なものに置き換えていくところ自体が、ある種の議論になっているところがあります。そこで、取りあえず議論のスタート地点といたしましては、ウェルビーイングという形で、主観性を残した定性的な形で議論を始めさせていただいて、実際に、リスクベースアプローチをシステムティックに実施するという段になりますと、上述の技術やそれに関する議論を適切に応用しながら、なるべく客観的に算定できるように持っていくというやり方がとりあえず良いのではないかと考えております。こうした点に含みを残したいという点で、少し煮え切らない記述になってしまったというところがあるというところでございます。

以上、お答えになっておりますと幸いです。

○依田構成員 ありがとうございます。

大いに今後の発展がここから生まれてくると思うので、大変感銘を受けました。

ただ、顕示選好、「選考」という概念に基づいて、金銭的な評価を図るのは、やはりウェルビーイングではなくて、経済学で言うとうエルフェア、ユーティリティーになるので、そこは違います。

○稲谷構成員 おっしゃる通りでして、むしろ主観的なウェルビーイングを客観的なウエルフェアに、暫定的にはあってもどう変換するかに関する議論なされているということをお紹介したというまででございます。ご指摘いただきありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。重要な論点だと思うのですがけれども、難しい議論になりますので。

ほかに御発言はいかがでしょうか。

では、二度目、宍戸構成員。

○宍戸構成員 ありがとうございます。

もしなければということで場つなぎ的に、今までの議論との関係で若干申し上げたいことがございます。

1つは、自己情報コントロール権説問題ですが、これは、言ってみたら憲法の学説でございますので、学説を政府の会議で議論するのがどこまでいいのかわかるのですが、そもそも個人情報保護法を自己情報コントロール権説の具体化法として見る見方は、もともとないといえますか、自己情報コントロール権説を真面目に考えれば、個人情報法はポンコツ以外の何ものでもないもので、せいぜい保有個人データの開示請求のところ、自己情

報コントロール権説の趣旨が一部実現されているかもねという程度が、もともとの学説の受け止めだろうと、私自身は思っております。

そういう意味で、自己情報コントロール権説の本来の持ち場は、国家との関係で、国家が個人に関する情報を取得をそもそもしていいのか、あるいは生成してよいか。戸籍でも住民票でもよろしいですが、また、もともと持っているものについて、勝手にいろいろなことに使っているのかという場面で特に機能するもので、ひとまず、個情法と自己情報コントロール権説は切り分けて議論することをこの場で確認できたということであれば、それでよろしいのではないかと思います。

むしろ、高木先生もおっしゃいましたけれども、OECD原則にあるような本人関与の在り方もいろいろあるわけでありまして、そもそも、本人関与が求められる趣旨とか範囲もいろいろあるわけでごさいます、その元に立ち返る部分、それから、ここで今、議論しなければいけない部分を丁寧に議論をしていくことが大事なのだらうと思っております。

もう一点、あえて申し上げます、自己情報コントロール権説は、一つの理念でごさいますけれども、その理念がなかった時代に比べれば、今、この理念があるがゆえに、自己情報のコントロールをしっかりと本人にやってもらうにはいかない、依田先生もおっしゃいましたように、認知限界の問題とかもあるから、政府がしっかりと監視・監督をしていかななくてはいけないよねとか、ガバナンスをやらなくてはいけないよねという話になる。この場で自己情報コントロール権説を政府が否定したという話になると、また、これは要らぬハレーションもごさいますので、そういうものとして考えればいいのかという御提案でごさいます。

その上で、自己情報コントロールなどでは切れない問題が、ここで議論するデータ利活用の具体的なユースケースとして、例えば、医療の分野は、まさに本来そうだらうと思っております。高木先生のお話の中にもデータ保護という言い方が正しいかどうか、正確には、データ処理からの個人の保護である。また、高木先生が、核心的保護利益を具体化していただいたことによって、かえって問題があぶり出されるわけですがけれども、特に医療の治療の部分は、医者と患者のコンフィデンシャリティーに基づいて、その関係性の中で、本人に関するデータをどう扱っていくかという問題だったわけです。

これを個情法の中で解こうとすると非常に厄介な問題が起きるということで、この場でも議論があり、また、医療分野、医学分野におけるデータ利活用の在り方について、森田座長の下でいろいろ議論してきたわけでごさいますけれども、そのコンフィデンシャリティーのような局面の部分と、それから、その延長での言わば二次利用の局面、ここは稲谷先生のおっしゃる幸福追求権の実現に関わる部分だと思っております、そこをどうつないでいくのか。あるいは、完全に分けて議論するのか、そのあたりをきちんと整理しなければいけないのではないかなということをお話を聞いていて思いましたので、申し添えたいと思っております。

以上でごさいます。

○森田座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思いますけれども、関連して何か発言はございますか。

では、岩村構成員、どうぞ。

○岩村構成員 とりわけ健康・医療データの有用性に鑑みれば、その利活用促進は喫緊の課題です。これは皆さん御承知のとおりで、実際に企業の皆様からも多くの声が寄せられており、実態面でもニーズがあるということだと思います。

岡田先生のプレゼンにもございましたけれども、仮名加工情報は原則として内部利用目的に限定されていますので、薬事申請のために当局へ第三者提供できないとか、医薬品の研究開発等における利用に対して大きな制約になっているのが現状でございます。

また、利活用を目的として、公衆衛生の向上のための例外規定が定められていますけれども、御指摘のとおり様々な制約があり、製薬企業等の現場からは「例外規定を踏まえた利活用はほぼ不可能」との指摘もございます。従って、実際に、我が国のデータの利活用が他国と比べて進んでいない原因をファクトベースで分析した上で、検討を深めていくことが重要であると考えます。

○森田座長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

今のご発言は、むしろ、二次利用を念頭に置いた話で、宍戸構成員は一次利用。

○宍戸構成員 一次利用と二次利用。

○森田座長 関係してはおりますが、そこはちょっと考え方が違うという気がいたします。一次利用の場合、私も関わっていますが、発言させていただきますと、患者さんが自分に最善の医療を受けるためには、それについての情報を最大限使ってほしいというのは、自然なところだと思います。たとえ医師であれ看護師であれ、知られたくないという情報がないとは言いませんけれども、それが前提でありますし、ヨーロッパの場合でも、もし、そういう意味でのデータ利用をというか、データのアクセスを医師に認めない場合には、ベストの治療が受けられない可能性を許諾したと考えざるを得ないのではないかと、そういう捉え方もあるかと思えます。二次利用の場合には、また議論が出ていますけれども、少しまた違った局面が展開されているかと思えます。

余計なことを申し上げましたけれども、ほかにいかがですか。

落合構成員、どうぞ。

○落合構成員 どうもありがとうございます。

そうしましたら、私も、それぞれ御発表者の方々に御質問させていただきたいと思えます。

まず、1つ目が、個人情報保護委員会様の御発表についてですが、資料1の17ページで、保護法益について、比較的細かく分解して検討していただき、18ページでは、本人の関与ということがどこまで実効性があるのかということも考察した上で、19ページ、20ページにおいて、具体的な状況において総合的にガバナンスがどういう形であれば合理的に働くのかということのを考察していただいております。これらを法改正にも生かしていただくと

という方向なのかなと思いましたが、検討について、そういった形でバランスを取っていただいているということでもいいのか、を改めてお伺いしたいと思いました。

第2点としましては、高木先生の御説明についてですが、個人情報の自己情報コントロール権に関する批判ということについて、大変適切にまとめていただいていると思っております。一時利用なども含め、先ほど、宍戸先生、森田先生などからもコメントがあったところだと思います。

一方で、この検討の中では、二次利用についてどういう規律を行っていくかというのを改めて検討していくことも重要ではないかと思えます。54ページの中でも御紹介をいただきましたが、改めて二次利用について、特に医療データを念頭にということでもいいと思いますが、どういう規律の在り方が適切なのかについて、ぜひ、お話をいただければと思います。

第3点としまして、岡田先生の御発表についてです。

岡田先生から、データ法やデータポータビリティに関する御指摘もございました。その中で、私も一律に欧州型の形でデータポータビリティとか、もしくは、データ法における産業データの義務的な提供というのはなかなか難しかならうと思えますが、一方で、インセンティブ設計を関係者の中で調整しながら、どういう形でデータをお互いに出し合えるのかを検討していくことが重要だと思っております。その観点で、こういったインセンティブを考えていくといいかについて、ぜひ先生のほうで、着眼点になるようなところ、お持ちのところがあればぜひ教えていただきたいというところです。

第4点としましては、稲谷先生の御発表についてです。

幸福追求権を踏まえた議論の提起を行っていただいております。根本に立ち戻った議論でもあるように思いますが、一方で、今回、個人だけではなくて、法人に関しても最終的には議論をしていくことになると思えますが、法人についてどう考えていくとよいでしょうか。

また、データの共有に当たっては、実際に権利性を基礎にして議論をしていく方法もなはないとは思いますが、一方で、何らかの作為、例えば標準化やデータの提供を求めていくことは、義務の設定という側面もあると思えますが、権利の側からどういう形で義務の設計、適切なインセンティブの配分につなげていくと良いかについて、ぜひお考えをお伺いできればと思いました。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それぞれの方にですけれども、では、簡潔にお答えいただければ。

佐脇さんから。

○佐脇事務局長 佐脇でございます。御質問ありがとうございます。

紹介いただいた私の資料17ページ以降の4枚につきましては、制度の見直しを行うに当たりまして、念頭に置くべき示唆ということで、様々な方々から意見を拝聴しながら整理

したものであります。その限りにおきまして、広い意味での制度の見直しに生かしていくための視点として十分と表明してございます。それが何か具体的な特定の法律の改正云々という具体案に直結させることをコミットしたという趣旨ではございませんが、当然そういった、個別の具体的な短期の目標も含めまして、これらを踏まえた検討を進めていくという趣旨でございます。

なお、（１）保護法益、（２）本人の関与の要素が、その次の（３）ガバナンスで制度的、具体化をするという観点で資料を構成したわけでは必ずしもございませんでして、時間の都合上、あまり細かく御説明できませんが、それぞれ独立の留意点として、ここに御提示したつもりでございます。

ひとまず以上です。

○森田座長 高木さん、どうぞ。

○高木主任研究員 高木でございます。御質問、ありがとうございます。

私のスライドでは53ページ、54ページ、全体では75、76ページにあります。こういった意見、医療データ二次利用の規律の提案というのは、2016年頃から学会ではしておりましたが、なかなか賛同が得られないというか、関心を持っていただけなかったのですが、自民党のデータヘルス推進特命委員会でこれを述べる機会をいただきまして、この際も、やはり、一次利用と二次利用が混乱してしまっていて、話が理解していただけないというのを経験しました。そういったことを、情報法制学会や情報法制シンポジウムでお話ししていたところ、規制改革推進会議の2022年のときに取り上げていただきまして、説明しました。

前のページに、端的に半ページで書いてございますが、二次利用とは結局、統計量への集計によって知見を得ることであると。そうであれば、「決定」利用をしないという、それを禁止することによって、同意なく提供いただいて使っていないのではないかという提案です。

そこにちょうど、EUからEHDS規則案が出てきまして、同じように一次利用と二次利用に区分した規律がなされており、二次利用の規定の中で、第一に決定利用の禁止と書かれているということで、やはりそうだったじゃないか、という思いを強くしました。

歴史を調べますと、やはり1970年代からもう既にそういう話があって、GDPRの前のデータ保護指令のときから、各国法で統計量に集計する場合の規律を定めるということになっていて、イギリス法やフランス法を見ると、そのルールで受け取ったときは「決定」に使わないという規定がちゃんとあるわけです。このことを認識して、日本法でも、この観点で取り組んでいくことが重要かと思えます。

○森田座長 では、どうぞ。

○岡田構成員 EUデータ法のインセンティブについて、様々な種類のインセンティブがあり得ると思いますが、もちろん近視眼的には、IoTデータを創出する側としては、それを条件付きであるとはいっても別の事業者に渡さないといけないというのは、インセンティブとしてマイナスの部分がある一方で、やはり、当然、先ほど申し上げたように、EUデータ

法でも経済的に合理的な補償などの調整弁も設けられており、そういう場面でのインセンティブもあるわけなので、第三者に提供する契約の中で適切なアレンジがなされるということも大事になってくるし、また、企業が多様な事業活動をする中で、当然、データを渡す側にもなれば、データを受け取る側にもなり得るわけなので、そういった様々な立場からのサービス展開の中でトータルでワークをしていくということもあり得るでしょうし、また、こういった仕組みが本当にうまく回っていけば、より多くの有用なデータをユーザーから得られるというメリットもあるでしょう。

そして、エコシステム全体として回っていくというようなプラスの効果というのもあり得るので、そういう意味では、中長期的な目線も含めて、ぜひプラス面もマイナス面も含めて、どういうインセンティブ構造が、社会全体、そして、個々の様々な立場の企業に働いていくのかという可能性をもう少し見極めて、日本としてもどのような考え方をどこまで取り入れるのかというのを勉強していく姿勢が大事であると思います。

○森田座長 では。

○稲谷構成員 大変重要な点についてご質問いただきありがとうございます。

今回の議論のテーマに含まれている、企業さん同士の事業に関するデータの連携や事業用データについてのデータスペースの構築などについてどう考えるのかという話と、今日の幸福追求権の話はどう関係するのかという点についてのご質問と承りました。もちろん企業間の話ですと、最初の宍戸先生の御質問にも関係があると思うのですが、全てのデータ連携が直接的に幸福追求権に基礎付けられるということは、かなり難しいかなと思います。ただ、先ほども宍戸先生への御返答の中でも申し上げましたように、ウェルビーイングの核心的な価値に関わる部分については、国が主導して事業用のデータスペースを作っていくということが法的にどういう観点から正当化できるのかということを考える際に、1つの規範的根拠として非常に重要なものになりうるのではないかというのが、1つ目ということになります。

それから、データの提供とそのインセンティブとの関係なのですが、データの提供義務をどこから課することができるのかということが議論になった際に、ウェルビーイングの根本的な価値に関わるところから提供義務を課していったデータスペースをつくっていくということが、一つ方法としてあるのだと思います。

その上で、インセンティブについては、1つは、そういったデータスペースに入る際に、もちろん、ガバナンスをきっちりさせるということとか、データへの投資が報われるようにインセンティブ整合性を考えてあげた上でということになりますけれども、そういった措置がなされた上でデータスペースに入ることができますと、様々なビジネス機会をデータスペースを介して得ることができることも強いインセンティブになると思います。つまり、一種のメンバーシップ制みたいなものを確立することが、データスペースに入るにあたって、相互にデータを提供してくださいねという形で、データ提供を義務づけていくときに、一つの重要なインセンティブになりうるかと思っています。

この点は、前回、たしか岩村委員から御指摘があったと思うのですが、サプライチェーンリスクみたいなものを考えていって、中小企業をどうやってデータ連携に巻き込んでいくかというところを考えると非常に重要で、だからこそ、コンプライアンス・コストを何とか下げなくてはならないのですけれども、データスペースに関するメンバーシップの確立とデータスペースを通じたビジネス機会の創出の保障とは、データ連携を進めていく上で、一つ重要なポイントなのかなと思っています。

一方で、本当に公共的な観点からどうしても必要だというデータについて、企業さんが全然提供してくれないということになったときには、やはりサンクションを考えていかななくてはならない場面があると思います。では、そのときに究極的にどのような規範にそうした措置を基礎づけることができるのかという問題も、やはり国が主導して、データスペースをつくっていくということの意味に関わってくるのだと思います。以上のようなことを、デジタル社会における幸福追求権の実質化という観点から、相互に関連させながら議論していくということが、非常に重要になるのだろうというのが、今日の報告のベースラインということになるかと思っています。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

残り時間、少なくなってきました。

次、丹野さん、それから、安中さんで。

○丹野構成員 4人の方に御発表いただき、大変、それぞれ皆さん有意義で、特に高木先生のご発表は、私には大変インパクトがありました。教えていただいて大変助かりました。

ほとんど感想めいたことなので、そのつもりでお聞きいただければと思いますが、個人情報データの活用は、前回と今回と議論されているように、国民にとって大変有用なことであり、そのことは、そもそも個人情報保護法でも、個人情報の活用が、新たな産業を創出し。活力ある経済・社会及び豊かな国民生活に資すると述べているとおりであります。

そして、それは、前回も申し上げましたけれども、個人の権利利益を適切に保護すること、すなわち、国民の信頼が得られる形とすることと相携えてということだと思っています。

その意味では、この検討会に御参加されている方は、データ利活用の現場で活躍しておられる方がお集まりになっていると認識しております。データの利活用を前向きに進める議論をするのは大いに賛成ですが、同時に、個人・消費者が安心することのできる、信頼することのできる枠組み、仕組みの構築についても建設的な議論をお願いしたいと思っています。

あと1点、データ活用の国民生活への貢献、つまり、公益について申し上げます。先ほど来、二次利用の話がされていますが、医療・健康分野のデータの一元化、データ活用についてですが、この分野は、とりわけ、新型コロナ以降、消費者個人の視点からも多くの賛同を得られうる分野であり、個人の権利利益の適切な保護が行われることを前提にしつ

つ、早期の実現が待たれると承知をしております。

取りあえず以上です。

○森田座長 安中構成員、どうぞ。

○安中構成員 ありがとうございます。製薬協の安中でございます。

私ども製薬企業の困り事は、先ほど御指摘いただいたとおりでございますし、それから、岡田構成員からの御発表の中でも、特に資料の15ページ、16ページにきれいにまとめていただいております。匿名加工情報、それから、仮名加工情報の課題とか、学術例外、公衆衛生例外、私どもは、これを適用してデータを利用させていただくことが難しいというのは御指摘のとおりでございますし、資料がちょっと戻りまして、13ページの次世代医療基盤法につきましては、これは宍戸先生の御尽力で、匿名ではなくて仮名化データが医療分野で必要だということについて、法律として認めていただいたのは、本当に画期的なことでありがたいと思っているのですが、いかんせん、政府から認定されている作成事業者が3つしかなくて、百数十医療機関のデータしか利用できなくて悉皆性がないということについては、課題として残っている状況でございます。

それから、困り事として、さらにコンプライアンスコストが高いということは、稲谷構成員先生から御指摘いただいたとおりで、これは非常に困っております。

さらには、国際性という観点ですと、私どもはグローバルで活動しております。個人情報保護委員会さんから、EUのGDPRの十分性認定についてご説明があり、これは非常に大事だと思っておりますが、いかんせん、米国とか南米もそうですし、アジアもそうですし、多くの国で活動しておりますので、DFFTを進めて頂けるといいなと思っております。

さらには、私どもは医療機関あるいは公的データベース、民間のデータベースを使わせていただく立場であって、データは、基本的に私どもは仮名化データを使わせていただいている。あるいは、例えばバイオバンクなどでは、仮名化したデータを蓄積後に使うということで、利用目的の特定を事前に行うことが非常に困難であるというような状況もございます。

そういった困り事がある中で、議論の方向性につきましては、制度、運用の三位一体でリスクベースドアプローチを取るべきではないかという、稲谷先生の御指摘は非常に賛同するところでございますし、今日、高木先生の御発表の中で特に触れられていませんでしたが、資料の53ページのバックアップにある、医療分野の課題というのはまさにそのとおりだと思います。これらを踏まえて御議論いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

時間も参りましたけれども、よろしいでしょうか。ほかに御発言はございませんか。

○村上局長補佐 一言だけ。

どうもありがとうございます。1点、次回に向けて論点を惹起するために申し上げますと、本当にデータの利活用を止めているのは個人の意思なのか。プローブデータを出した

くないのは個人ではなくて自動車会社なのでは。カルテのデータを出したくないのは本人ではなくて病院なのではないか。人流データを明かしたくないのは本人ではなくて通信会社ではないのか。といった視点があると思います。

データ化されないものは、個人情報の保護対象にならないと議論が出ましたけれども、最初にそのデータ化した事業者のインセンティブ、メリットとデメリットが明確にならないところが、現実の利活用のストッパーとして機能しているのではないかという議論があるのではないかと、改めて拝聴していただきました。

次回、自分の説明と富山さんの説明が、まさに産業界のほうから、こうこういう状況だから動かないとか、動くという話になると思いますので、ぜひそんなような視点も次回以降加味して、今日の議論をさらに精緻に踏み込んでいけたらいいなと思いましたので、一言、つなぎでコメントさせていただきました。

○森田座長 生貝構成員、御発言をどうぞ。

○生貝構成員 申し訳ございません。一言だけ。

まさに、今の御発言に非常に共感するところがございまして、それこそが、先ほど来、岡田先生の御発表以降、たびたび議論になっているデータ法の産業データ条項の、まさに達成しようとする目的そのものでございまして、ぜひ、その要素を検討の枠組みの中に入れていただけるとよいなと思いました。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、巽構成員、どうぞ。

○巽構成員 巽です。

私も今の話の流れで一言だけ。

佐脇事務局長の資料だと20ページで、行政機関等に触れていただいているわけですがけれども、行政保有データの利活用という議論をする場合は、やはり、オープンデータ法制との関係性というのも視野に入れていただく必要があるかと思っております。せっかくデジタル庁の方もオブザーバーで来ていただいているので一言申しますと、デジタル庁の政策体系の中で、オープンデータがホームページ上では「政策」の中に入っていないくて、「資料」として上がっているだけという状況が気になっております。また、オープンデータとの絡みでも、岡田先生や生貝先生からご紹介いただいているEUデータ法制が関わってくると思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

もうよろしいでしょうか。

今日もいろいろな論点についていろいろな御発言があったと思います。私に整理する資格はないのですが、気になったことを申し上げておきますと、これは、個人のプライバシーにしても権利ですがけれども、誰からの、言わば脅威、侵害に対して誰の権利を守

るのかという、権利自体はどういうものなのかということ整理をしておく必要があるかなと思って聞いておりました。

違っていたらお許しいただきたいと思いますが、かつては、国家権力が国民に対していろいろな悪いことをする。それに対して、どうやって国の関与から自分の権利を守るか。これは憲法のベースのところであったと思います。

私の経験で言いますと、北欧諸国などに行って話を聞いたときには、もうそれは第二次大戦前の話であって、その後の福祉国家になってからは、憲法13条、21条が出てきますけれども、25条というのはほとんどのところで触れられておりませんが、いわゆる国民の福祉の権利を保障するためには、国が給付をしなければならないわけですが、適正な給付をするためには、個人が置かれている状態について、正確で豊富な個人情報が必要ならば福祉国家というのは成り立たないのではないかとということであって、そのためにデータを集めて、そしてそれをうまく使う。しかし、悪用されないようにするというのが、北欧のいろいろな意味での個人情報保護制度ではないかと、私自身は理解しているものから、その意味で、誰のために、何を守るのかということ。

先日聞いたお話では、ヨーロッパのほうでも、今度は、政府にきちんと自分の個人情報を保有してもらおう権利という発想も出てきたということで、どちら向きの権利なのかということも含めてですけれども、整理する必要があるのではないかなというのが、感想です。

もう一点は、差別に結びつくような個人の基本的な人権と、後のほうで出てきましたけれども、ビジネスにおける、言わば営業の利益といいますか、企業としてのデータの利益と、そのデータを出させる義務のような話と、個人の本当の基本的な人権レベルの権利の話とは次元が違ってはいないかなという気がしまして、その辺は、今まであまり整理されていなかったのかもしれないかもしれません。そういうことにも留意して、この議論をしていかないと、守る必要のない権利を守ってしまったり、守らなければならない権利をなおざりにするということが起こる可能性もないではないということを感じましたので、座長の特権で一言発言させていただきました。ありがとうございました。

それでは、時間が過ぎましたので、このあたりで終了させていただきたいと思いますが、事務局のほうから何か御発言はございますでしょうか。

○山澄審議官 次回の検討会ですが、今週金曜日24日の9時30分からでございます。本日、この場所での開催、ハイブリッドでございますので、オンライン・対面等々でよろしく御参加願えればと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の「データ利活用制度・システム検討会」は終了いたします。

次回以降、データの利活用による正の効果、イノベーションや社会構造の変化にも焦点を当てて議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

検討会が続きますけれども、今度は今週の金曜日でございますので、御出席をどうぞよろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございました。